

議 事 日 程

平成 2 9 年 第 1 1 回 定 例 会
1 0 月 2 7 日 (金) 午 後 3 時
五所川原市中央公民館 2階 第1会議室

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認 (第 1 0 回定例会)
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件の確認
- 第 7 報告事項
 - 1 五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱について
 - 2 市民体育館での事故について
- 第 8 その他
 - 1 平成 2 9 年度市民総合文化祭について
 - 2 五月女菴展について
 - 3 山王坊遺跡国史跡指定記念 十三湊・山王坊遺跡フォーラムについて

※ 次回定例会開催予定日 平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日 (木) 午 後 1 時 3 0 分
五所川原市金木庁舎 4階 第1会議室

平成 2 9 年

五所川原市教育委員会

第 1 1 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目 次

報告事項

- 1 五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱について P 1

スポーツ顕彰の見直しについて

平成29年1月13日開催の平成28年度第3回「五所川原市社会教育委員」会議及び平成29年1月19日開催の五所川原市教育委員会第1回定例会において、下記の指摘事項1、2を受けたことに伴い、五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱について、一部を改正したものである。

【指摘事項】

1. 現行のスポーツ指導者賞については、顕彰基準が「全国大会等において優秀な成績を収め、他の模範となる選手の育成指導に貢献のあった者」と高く、受賞者を選出しにくい基準となっている。スポーツ選手を育成する指導者が少なくなってきたことを考慮し、少しでも多くの指導者が受賞できるように要綱、基準の見直しが必要である。例えば、スポーツ指導者賞を2区分とし、1区分を比較的受賞しやすいものとするなど。また、若手のスポーツ指導者の顕彰の充実も必要。
2. 現行のスポーツ功労賞の推薦状況にあっては、推薦者が、その分野の主要な役職に就いていない、就いたことがない、役職の経験年数が少ない、その分野の選手又は指導者として優秀な成績を収めていないなど、賞本来の価値観や権威が保たれていないケースが見受けられる。

【改正の内容】

1. 現行のスポーツ指導者賞をスポーツ特別指導者賞とスポーツ指導者賞の2区分とした。
2. スポーツ特別指導者賞は、その年（前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間）の国際大会及び全国大会等で優秀な成績を収め、かつ、他の模範となる選手の育成指導に貢献のあった市に所在する団体等の監督及びコーチ等の指導者で、市民以外も対象とし、自薦及び他薦による推薦とせず、教育委員会で選考することとした。
また、競技種目によりその貢献度や受ける印象の違いがあることから、青森県大会優勝以上で特に貢献のあった指導者（例：五一中女子剣道部の47年ぶりの優勝など）を対象とすることとした。
3. スポーツ指導者賞は、若手の指導者を顕彰するため、概ね15年以上（基準）、選手の指導育成に貢献のあった者とした。
4. スポーツ功労賞は、選考基準に「スポーツ団体の主要な役職にある者、或いはあった者」を追加し、国際大会及び全国大会で優秀な成績を収めた選手の育成に特に貢献のあったと認められる者については、スポーツ特別指導者賞を新たに設けるので、功労賞の基準からは削除することとした。

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱（新）

（目的）

第1条 この要綱は、市民及び市出身者並びに市に所在する団体で、スポーツの振興に貢献したものと及びスポーツ活動に優秀な成績を収めたものを顕彰することを目的とする。

（顕彰の種類）

第2条 顕彰の種類は、スポーツ功労賞、スポーツ特別指導者賞、スポーツ指導者賞、スポーツ特別優秀賞、スポーツ優秀賞、スポーツ奨励賞とする。

（顕彰の範囲）

第3条 顕彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について行う。ただし、団体における構成員については、市民のみ対象とし、スポーツ功労賞の団体における構成員については、対象としない。スポーツ特別指導者賞については、市に所在する団体等の指導者で市民以外も対象とし、教育委員会が選考する。

(1) 永年にわたり選手の養成又はスポーツ団体の育成に功労のあった個人又は団体

(2) 国際大会又は全国スポーツ大会等に出場して優秀な成績を収めた個人又は団体の監督、コーチ等の指導者

(3) 永年にわたりスポーツ活動を通じて選手の育成指導に功績のあった監督、コーチ等の指導者

(4) 国際大会又は全国スポーツ大会に出場して優秀な成績を収めた個人又は団体

(5) 東北スポーツ大会に出場して優秀な成績を収めた個人又は団体

(6) 青森県スポーツ大会に出場して優勝した個人又は団体

(7) 前各号に掲げる個人又は団体のほか、教育委員会が特に顕彰することが適当と認められたもの

（顕彰の基準）

第4条 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に開催された大会を対象とする。

2 前項に規定する大会とは、名目上の青森県大会、東北大会、全国大会ではなく、実質的な大会でなくてはならない。

3 前2項のほか、顕彰の基準は、別表のとおりとする。

（決定の方法）

第5条 顕彰を受ける個人又は団体の決定は、教育委員会が行う。

（顕彰の方法）

第6条 顕彰は、賞状を贈って行う。

2 顕彰を受けた個人又は団体の実績は、市の広報で公表する。

（顕彰の期日）

第7条 顕彰は、2月中又は教育委員会が適当と認めた日に行う。

（顕彰の取消し）

第8条 受賞者に受賞者としてふさわしくない行為があった場合、教育委員会は顕彰を取り消すことができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月19日から施行する。

平成22年10月25日一部改正

平成23年10月19日一部改正

平成25年10月16日一部改正

平成29年10月13日一部改正

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱（旧）

（目的）

第1条 この要綱は、市民及び市出身者並びに市に所在する団体で、スポーツの振興に貢献したものと及びスポーツ活動に優秀な成績を収めたものを顕彰することを目的とする。

（顕彰の種類）

第2条 顕彰の種類は、スポーツ功労賞、スポーツ指導者賞、スポーツ特別優秀賞、スポーツ優秀賞、スポーツ奨励賞とする。

（顕彰の範囲）

第3条 顕彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について行う。ただし、団体における構成員については、市民のみ対象とし、スポーツ功労賞の団体における構成員については、対象としない。

(1) 永年にわたり選手の養成又はスポーツ団体の育成に功労のあった個人又は団体

(2) 永年にわたりスポーツ活動を通じて選手の育成指導に功績のあった者

(3) 国際大会又は全国スポーツ大会に出場して優秀な成績を収めた個人又は団体

(4) 東北スポーツ大会に出場して優秀な成績を収めた個人又は団体

(5) 青森県スポーツ大会に出場して優勝した個人又は団体

(6) 前各号に掲げる個人又は団体のほか、教育委員会が特に顕彰することが適当と認められたもの

（顕彰の基準）

第4条 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に開催された大会を対象とする。

2 前項に規定する大会とは、名目上の青森県大会、東北大会、全国大会ではなく、実質的な大会でなくてはならない。

3 前2項のほか、顕彰の基準は、別表のとおりとする。

（決定の方法）

第5条 顕彰を受ける個人又は団体の決定は、教育委員会が行う。

（顕彰の方法）

第6条 顕彰は、賞状を贈って行う。

2 顕彰を受けた個人又は団体の実績は、市の広報で公表する。

（顕彰の期日）

第7条 顕彰は、2月中又は教育委員会が適当と認めた日に行う。

（顕彰の取消し）

第8条 受賞者に受賞者としてふさわしくない行為があった場合、教育委員会は顕彰を取り消すことができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月19日から施行する。

平成22年10月25日一部改正

平成23年10月19日一部改正

平成25年10月16日一部改正

五所川原市教育委員会『スポーツ顕彰基準』（新）

| 顕彰の名称 | 顕彰の基準 |
|------------|--|
| スポーツ功労賞 | 1 永年（概ね20年以上）体育、スポーツの普及発展のため企画、運営に尽力し、その功績が顕著であると認められた個人（ <u>スポーツ団体の主要な役職にある者、或いはあった者</u> ）又は団体。 |
| スポーツ特別指導者賞 | 1 <u>国際大会及び全国大会等（青森県大会1位以上）において優秀な成績を収め、他の模範となる選手の指導育成に貢献のあったと認められる者。</u> 2 <u>スポーツ功労賞を受賞した者は対象としない。</u> |
| スポーツ指導者賞 | 1 <u>永年（概ね15年以上）</u> 選手の指導育成に貢献のあったと認められる者。 |
| スポーツ特別優秀賞 | 1 世界選手権、オリンピック競技会、アジア大会又はユニバーシアード大会において代表選手として出場した者。 2 全日本選手権、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会（通信制定時制大会を含む。以下同じ。）又は全国大会において優勝した個人又は団体。 3 中学校の全国大会において優勝した個人又は団体。 4 小学校の全国大会において優勝した個人又は団体。 5 選考会や予選会が無い全国大会に出場し、優勝した個人又は団体はスポーツ特別優秀賞の対象外とする。 |
| スポーツ優秀賞 | 1 全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会において第4位までに入賞した個人又は団体。 2 国民体育大会において第8位までに入賞した個人又は団体。 3 東北総合体育大会、東北選手権大会において優勝した個人又は団体。 4 中学校の全国大会において第3位までに入賞した個人又は団体。 5 中学校の東北大会において優勝した個人又は団体。 6 小学校の全国大会において第3位までに入賞した個人又は団体。 7 小学校の東北大会において優勝した個人又は団体。 8 選考会や予選会が無い東北大会に出場し、優勝した個人又は団体は、スポーツ優秀賞の対象外とする。 |
| スポーツ奨励賞 | 1 青森県大会において第1位程度の成績の個人又は団体。 2 スポーツ優秀賞の対象外であっても記録的に優秀なものは、選考の対象とする。 3 東北大会において第3位までに入賞した個人又は団体。 4 選考会や予選会が無い全国大会、東北大会に出場し優勝した個人又は団体は、スポーツ奨励賞とする。 |

五所川原市教育委員会『スポーツ顕彰基準』（旧）

| 顕彰の名称 | 顕彰の基準 |
|-----------|--|
| スポーツ功労賞 | 1 永年（概ね20年以上）体育、スポーツの普及発展のため企画、運営に尽力し、その功績が顕著であると認められた個人又は団体。 2 <u>国際大会及び全国大会で優秀な成績を収めた選手の育成に特に貢献のあったと認められた者。</u> |
| スポーツ指導者賞 | 1 <u>全国大会等において優秀な成績を収め、他の模範となる</u> 選手の指導育成に貢献のあったと認められる者。 |
| スポーツ特別優秀賞 | 1 世界選手権、オリンピック競技会、アジア大会又はユニバーシアード大会において代表選手として出場した者。 2 全日本選手権、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会（通信制定時制大会を含む。以下同じ。）又は全国大会において優勝した個人又は団体。 3 中学校の全国大会において優勝した個人又は団体。 4 小学校の全国大会において優勝した個人又は団体。 5 選考会や予選会が無い全国大会に出場し、優勝した個人又は団体はスポーツ特別優秀賞の対象外とする。 |
| スポーツ優秀賞 | 1 全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会において第4位までに入賞した個人又は団体。 2 国民体育大会において第8位までに入賞した個人又は団体。 3 東北総合体育大会、東北選手権大会において優勝した個人又は団体。 4 中学校の全国大会において第3位までに入賞した個人又は団体。 5 中学校の東北大会において優勝した個人又は団体。 6 小学校の全国大会において第3位までに入賞した個人又は団体。 7 小学校の東北大会において優勝した個人又は団体。 8 選考会や予選会が無い東北大会に出場し、優勝した個人又は団体は、スポーツ優秀賞の対象外とする。 |
| スポーツ奨励賞 | 1 青森県大会において第1位程度の成績の個人又は団体。 2 スポーツ優秀賞の対象外であっても記録的に優秀なものは、選考の対象とする。 3 東北大会において第3位までに入賞した個人又は団体。 4 選考会や予選会が無い全国大会、東北大会に出場し優勝した個人又は団体は、スポーツ奨励賞とする。 |